“自分の命は自分で守る”ために備えよう！

地震に備えて家具固定をしましょう！

すまいの安全、まずは身近なところから！

阪神・淡路大震災など大地震では、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになり、命を失ったり大ケガをしています。また、東日本大震災のような大津波から逃げるためにもまず揺れから身を守ることが大切です。

日頃から家具の固定や配置の見直しで、安全な空間を作り、自分や家族の命を守りましょう。

【１．対象者】　**ご自分や家族では固定が出来ない世帯等**
（詳しくは、裏面の補助対象世帯をご覧ください）
※以前に市の家具固定推進事業を利用された方は対象になりません。

【２．対象とする家具】
日常の生活の中で常に使用している部屋の家具または寝室の家具で、３個を限度として無料で実施します。

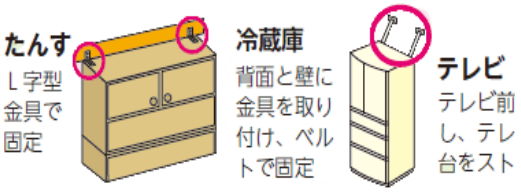

【３．作業者】　湖西市シルバー人材センターの方です。

【４．申請方法】　**申請書は裏面にあります。**
※各種手帳をお持ちの方は、手帳のコピーも一緒に提出してください。
必要事項を記入し、湖西市危機管理課
又は　湖西市シルバー人材センターへ提出してください。

申込期限：平成３０年５月～平成３１年２月２８日

【５．実施時期】　審査結果後　随時

お願い・その他
① 借家、アパートの方は申請前に家主さんの承諾を取ってください。
②シルバー人材センターの方の車の駐車場・作業場所を確保してください。
③家具を固定する時は立ち会ってください。
④日程調整（下見、固定作業）は、作業者優先で行います。

《お問い合わせ先・受付窓口》
・湖西市危機管理課　湖西市吉美３２６８　電話５７６－４５３８
・湖西市シルバー人材センター　湖西市鷲津７９４－６　電話５７６－０６５４

様式第1号（第4条関係）

年　　月　　日

湖西市家具転倒防止事業 申請書

（宛先）湖西市長

〒

申請者　（住所）

（氏名）　　㊞

（TEL）

湖西市家具転倒防止事業を利用したいので、次により申請します。
なお、私の世帯にかかる住民基本台帳情報の調査を、世帯構成員の確認のため、承諾します。

※　①～③に記入してください。

① 補助対象世帯	＜該当する世帯に〇を記入してください＞ 1．　満65歳以上の者（前年度末）のみで構成されている世帯 2．　満65歳以上の者（前年度末）及び満18歳未満（前年度末）のみで構成されている世帯 3．　身体障害者手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 4．　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 5．　療育手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 6．　児童扶養手当を受給している者を含んで構成されている世帯 7．　自主防災会が推薦する世帯
②　家屋の区分	1．　持ち家　　2．　賃貸住宅　　3．　公営住宅
	Ⅰ．　木造　　Ⅱ．　鉄筋コンクリート
	持ち家でない方は、事前に家主又は管理会社等に承諾を得ること。
③　家具固定数	個　（3個まで）

※注意点　　下見・固定作業の日程につきましては、作業者優先で進めさせていただきます
作業者の駐車場と作業場所の確保をお願いします。